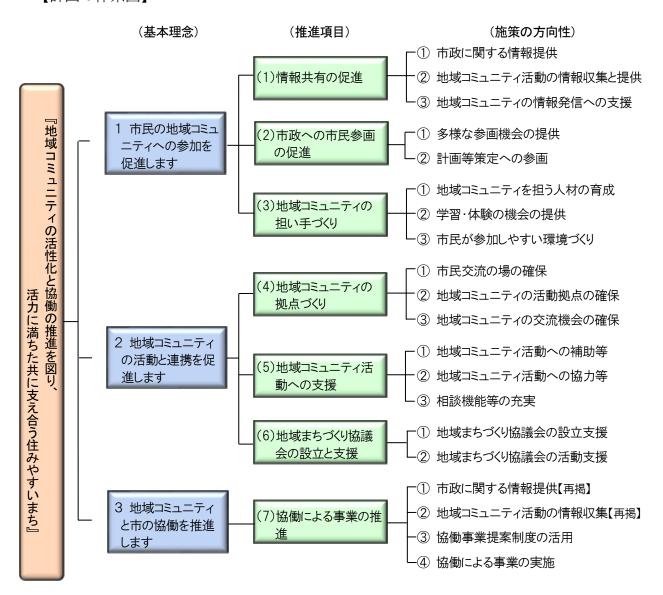
協働のまちづくり推進計画(実行計画)における令和5年度進行管理について

1 袖ケ浦市協働のまちづくり推進計画

本計画は、令和元年度を初年度とする5年間の計画であり、本計画の理念、条例に定める協働のまちづくりを推進する仕組み、本市における現状や課題等を踏まえ、3つの基本理念に対して7つの推進項目を設定するとともに、その下の施策の方向性を設け、市が取り組むべき事業として71事業を登載しています。

【計画の体系図】



2 進行管理

計画の進行管理として、毎年度実行計画に登載された取組の実施内容や指標の達成状況を確認し、評価を行います。評価は、担当課による1次評価、協働のまちづくり推進部会及び協働のまちづくり推進本部において2次評価を行い、その結果を協働のまちづくり推進委員会へ報告し、今後第2次協働のまちづくり推進計画の見直しの際に反映するものとします。

3 評価区分

評価区分は、「事業計画(取組の実施状況)」と「達成目標(目標値の達成状況)」 の2種類に区分されます。

①事業計画(取組の実施状況)

年度ごとの事業計画に対する実施状況

1:計画どおり ・・・・・ 事業計画どおり実施した場合

2:遅延あり ・・・・・ 事業を計画どおりにできなかった場合 3:変更あり ・・・・・ 実施内容を変更して事業を実施した場合

4:中止 ・・・・・ 事業自体を取りやめた場合 5:その他 ・・・・・ 1~4に当てはまらないもの

②達成目標(目標値の達成状況)

年度ごとの目標値に対する達成状況

1:達成・・・・・ 目標値を達成した場合

2:未達成 ・・・・・ 事業を実施したが、目標値に届かなかった場合

3:変更・・・・・ 達成する目標を変更した場合

4:その他・・・・・ 実施しなかった場合又は実績値が0の場合

4 評価方法

評価方法については、以下に示す「取組の実施状況」の区分に対し、それぞれの「目標値の達成状況」を踏まえ、評価区分を「A~D」とするものです。

取組の実施状況	目標値の達成状況	評価区分	
1:計画どおり	1:達成	A	
	2:未達成	В	
	3:変更	В	
	4:その他	В	
2:遅延あり	1:達成	В	
	2:未達成	С	
	3:変更	С	
	4:その他	С	
3:変更あり	1:達成	A	
	2:未達成	В	
	3:変更	В	
	4:その他	В	
4:中止		D	
5:その他		B∼D	

評価方法の考え方としては、「取組の実施状況」が"1:計画どおり"、「目標値の達成状況」が"1:達成"の場合は評価区分をAとし、「取組の実施状況」又は「目標値の達成状況」のどちらか一方のみA評価に該当する場合は評価区分をB、「取組の実施状況」又は「目標値の達成状況」の双方ともA評価に該当しない場合は評価区分をC、「取組の実施状況」が"4:中止"の場合は評価区分をDとします。

また、「取組の実施状況」が"3:変更あり"の場合は、事業計画を変更して実施できたとして、"1:計画どおり"とみなし、"5:その他"の場合は、総合的に判断して評価します。

- ※ 達成目標の設定がない場合は「取組の実施状況」のみで評価し、評価区分は次のとおりとします。
 - 【1.計画どおり:A評価 2.遅延あり:C評価 3.変更あり:A評価
 - 4. 中止: D評価 5. その他: B~D評価】

5 令和5年度の評価結果

協働のまちづくり推進計画(実行計画)に位置付けている全71事業のうち、多くの 事業において計画どおり又は内容を変更したうえで実施されており、計画は推進されて いると判断しました。

■総合評価の結果(1次評価)

評価	A	В	С	D	
件数	27	36	6	2	
割合%	38. 0	50. 7	8. 5	2.8	

■総合評価の結果(2次評価)

評価	A	В	С	D
件数	27	36	6	2
割合 %	38. 0	50. 7	8. 5	2.8

【参考】

令和4年度評価の結果

評価	A	(A)	В	(B)	С	(C)	D	(D)
件数	31	0	33	18	5	2	2	0
割合 %	43. 7	_	46. 5	_	7.0	_	2.8	_

[※] 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は、区分を () で表記しています。

6 今後のスケジュール

市ホームページ公開

9月中